

文化審議会 著作権分科会 第10回基本政策小委員会

コンテンツ分野で活用される NFTの法的課題

2022年3月2日

弁護士 増田 雅史

自己紹介



森・濱田松本法律事務所
パートナー

弁護士
増田 雅史

Masafumi MASUDA

2008-
日本国弁護士
第二東京弁護士会所属

2017-
米国ニューヨーク州弁護士
New York State Bar Assn.所属

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

IT・デジタル領域全般を、主な取扱分野とする弁護士です。

■ 重点分野1 コンテンツ領域

経産省にてデジタルコンテンツ政策に従事
多様なコンテンツビジネスのご相談に対応



■ 重点分野2 ゲーム・アプリ領域

スマホゲーム黎明期から業界急成長を支援
種々の自主規制スキーム策定に参画



■ 重点分野3 ファイテック領域

金融庁にてblockchain関連の法改正を担当
資金決済分野から証券分野まで幅広く対応



融合的・先進的な領域

blockchain/web3

NFT, メタバース, DAO, DeFi, Dapps...

- NFT分野について様々な情報発信
- ブロックチェーン推進協会 advisor
- JCBANFT部会 法律顧問
- 政・官・産・学との連携



■ 主な経歴

- 2004年 東京大学 工学部 システム創成学科 知能社会システムコース 卒業
- 2007年 中央大学 法科大学院 修了
- 2008年 森・濱田松本法律事務所 入所
- 2009年 経済産業省 商務情報政策局 メディア・コンテンツ課 制度担当 (～2010年)
- 2010年 一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構 監事 (～2015年)
- 2012年 一般社団法人 ソーシャルゲーム協会 監事 (～2015年)
- 2015年 スタンフォード大学 ロースクール LL.M. in Law, Science and Technology (～2016年)
- 2016年 Kirkland & Ellis LLP (シカゴオフィス) 客員弁護士 (～2017年)
- 2017年 当事務所シンガポールオフィス 駐在 (～2018年)
- 2018年 金融庁 企画市場局 市場課 専門官 (～2020年)
- 2020年 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会 NFT部会 法律顧問 (現任)
- 2021年 一般社団法人 ブロックチェーン推進協会 アドバイザー (現任)

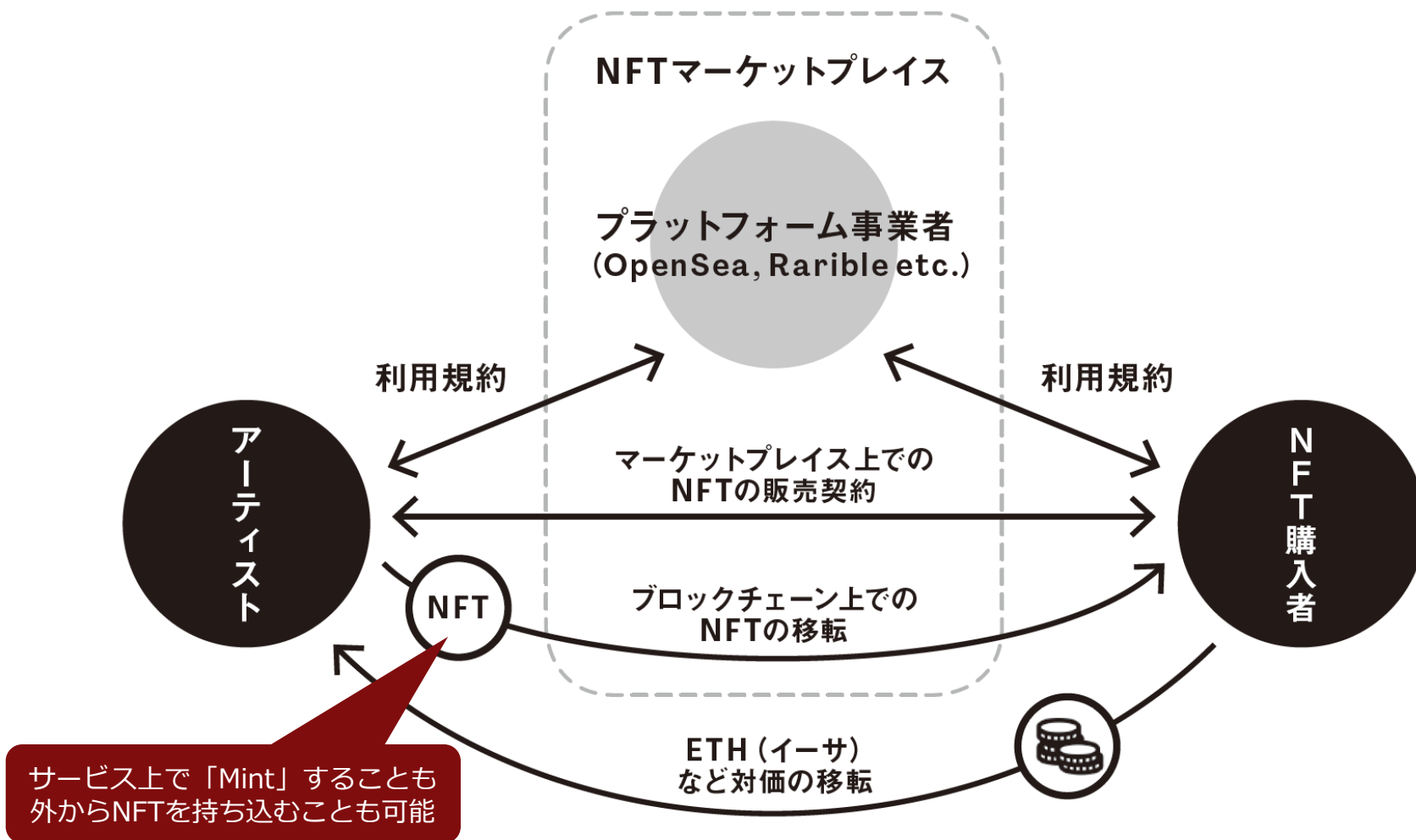
NFTとは

- NFT (Non-Fungible Token＝非代替性トークン)とは？
 - ✓ ブロックチェーン上で発行される“トークン”のうち・・・各トークンに独自の「個性」(属性や情報)が付与され、他のトークンと区別可能なもの
 - ✓ ファンジブルなトークン(ビットコイン等)との対比
- 実務上のポイント:
 - ✓ ERC-721 に代表される技術仕様の存在
 - ✓ OpenSea などのマーケットの存在
- 下記区別が議論の上で有益:
 - ✓ **狭義のNFT**・・・実質的にも唯一性のあるトークン
 - ✓ **広義のNFT**・・・個数を限定する手段としてのトークン

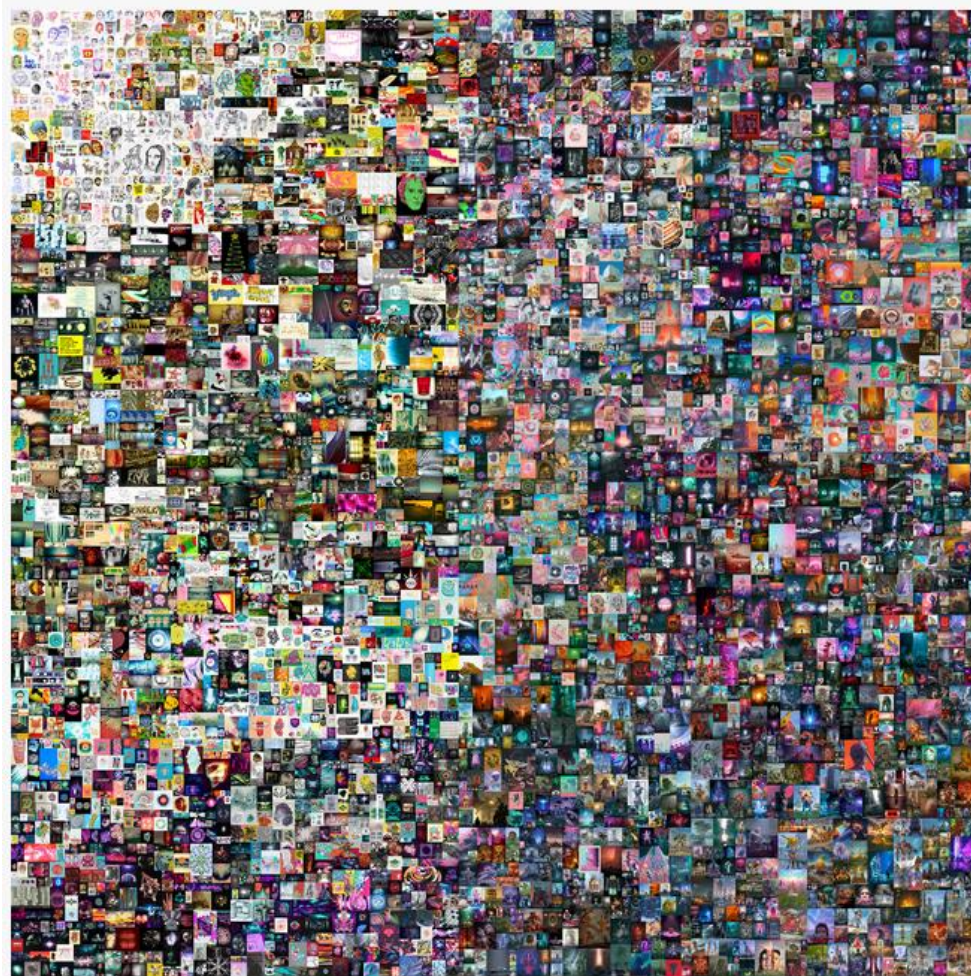
NFTの取引関係者（アート分野を例として）

図1 NFTの発行・販売場面における当事者の関係図

天羽健介・増田雅史編『NFTの教科書』
（朝日新聞出版・2021年）182頁



NFTの取引とは？何が取引されているのか？



Beeple (b. 1981)

EVERYDAYS: THE FIRST 5000 DAYS

Price Realised
USD 69,346,250

Estimate unknown

null: 12 Mar 2021

♡ ???-save_txt

トークンのみ。権利なし。

→ どう理解すれば？

<https://onlineonly.christies.com/s/beeple-first-5000-days/beeple-b-1981-1/112924>

アートNFTの本質：何が取引されているのか？

- 「デジタル所有権」との評価は不正確
- デジタルアートにも「オーナーとしての地位」をもたらす手段？

表4 絵画の所有とアートNFTの保有

(カッコ内は相違点)

前掲『NFTの教科書』200頁

公に展示されている絵画作品と その所有権	公開されているデジタルアート作品と そのNFT
誰でも訪問して作品を鑑賞できる	誰でもアクセスして作品を鑑賞できる
所有者は著作権を 有しているわけではない	保有者は著作権を 有しているわけではない
所有者は「パトロン」扱いされる	保有者は「パトロン」扱いされる
所有者は作品を売却し 所有権を移転できる	保有者はNFTを売却し移転できる
(公開を中止しいつでも持ち帰れる)	(作品の公開を止める術はない)

前回討議された課題1 コンテンツデータの所在

問題意識

- ✓ ブロックチェーン上に記録されるのは取引情報のみ
- ✓ コンテンツのデータはウェブサーバ上に存在

実務的な 対応状況

- ✓ コンテンツホルダーがデータを保有
- ✓ 発行サービスや取引サービスがデータを保有

解決の方向性 (案)

- ✓ 永続性のあるデータの保有方法 (IPFSなど?)

IPFS (InterPlanetary File System) :

Protocol Labsが開発・提唱するピアツーピア (P2P) 型の分散型ファイルシステムであり、特定のサーバに依存せずにコンテンツを保持することができる点に特徴があるとされる。

前回討議された課題2 無権限者によるNFT化・販売

問題意識

- ✓ 著作権を有しない者によるNFT化・販売が横行
- ✓ ブロックチェーン上に記録されない情報(発行者が権利者であるか)の信頼性を担保する方法が不明確

実務的な 対応状況

- ✓ 取引サービスにて、発行者を審査
(本人性・実在性を確認、権利保有について表明保証させる)
- ✓ 発行者にて、自ら“オラクル”となる情報を開示
(特設サイト等のオウンドメディア、Twitter等の第三者メディア)

解決の方向性 (案)

- ✓ NFT化コンテンツ関連情報の一元管理
(本人性・実在性の確認機能の一元化含む)

前回討議された課題3 保有者が有する権利が不明確

問題意識

- ✓ NFTの保有は、著作権ライセンスに直結しない
- ✓ 許諾があっても、内容をブロックチェーンに直接記録できず、発行者によって提示内容・方法もまちまち

実務的な対応状況

- ✓ 発行サービス、取引サービス上に記録・公表
- ✓ 発行者にて、自ら“オラクル”となる情報を開示（特設サイト等のオウンドメディア、Twitter等の第三者メディア）

解決の方向性（案）

- ✓ NFT化コンテンツ関連情報の一元管理（確認手段の明確化）
- ✓ 利用態様や表示方法の標準化（内容の明確化）

その他の課題の例 二次流通ロイヤリティ収受の限界

問題意識

- ✓ NFTの特長として、「二次流通時にも発行者に一定のロイヤリティが入る」などと説明されることが多いが...
- ✓ 実際には、ロイヤリティ設定・実行機能は各サービス独自のもの
- ✓ ERC-721トークンなどの標準的トークンは他サービスでの取引や個人間取引も可能だが、その場合にロイヤリティを収受できない

実務的な対応状況

- ✓ 上記の限界があることを明確に説明
- ✓ 取引サービス間の情報連携・フォーマット共通化（いまのところかなり限定的）

解決の方向性（案）

- ✓ ロイヤリティ情報の設定に対応する仕様の策定
- ✓ 当該仕様のデファクトスタンダード化

3. NFT利活用の方向性

コンテンツ分野でのNFT利活用の方向性 狭義のNFTの場合

独立・単体としてのアート



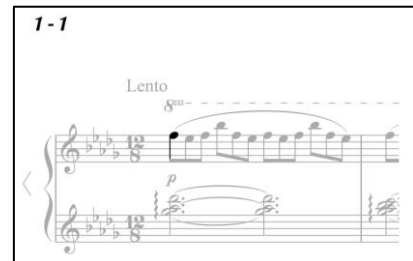
せぐちあいみ「Alternate dimension 幻想絢爛」(VRアート)

群体としてのGenerative Art



Larva Labs「CryptoPunks」

集合としての分割アート



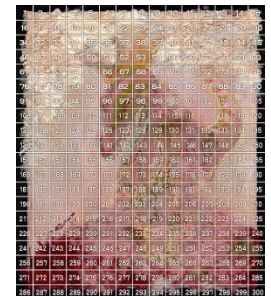
坂本龍一「Merry Christmas Mr. Lawrence」



スタジオ地図「猫とそばかすの姫」(映画コンテンツの一部)



Yuga Labs「Bored Ape Yacht Club」



のん「王様のマント」

一点モノとして価値が認識され続ける限り
一定の需要が引き続き存在？

会員権的な扱いでユーティリティ要素を提供することで
その点にメリットを感じるユーザ層が拡大？

コンテンツ分野でのNFT利活用の方向性 広義のNFTの場合

- 複数のサービスをまたぐ形で、
共通のデジタル資産を利活用する可能性
(ゲーム分野では当初から議論されていた)
- NFTは資産の保有を表現する手段であり、
ブロックチェーンはそのインフラとなる
(→「NFT」の語は意識されなくなる)
- 有力候補は『メタバース』分野？
(マルチ・メタバース モデル)

